定期報告制度に係る特定建築物の調査方法、判定基準の解説

平成29年1月 神奈川県内13特定行政庁

特定建築物の調査方法、判定基準の解説

特定建築物の調査は、別表(い)欄に掲げる項目に応じ、それぞれ別表(ろ)欄に掲げる調査方法により、別表(は)欄に掲げる基準に従い、是正の必要性等を判断すること。

別表 (特定)建築物の調査の項目及び項目ごとの調査方法等

	(1	N) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	(設計 図書	検 : 必要、 目視眼鏡	査方》 :必 触診 聴診	が要に応 作動	器具	主な法改正の経過	解説
1	敷地及び地盤		I								
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、 傾斜等の状況	目視により確認する	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損 ねていること						法第19条第2項	地中埋設物としてどの様な物があるのかを設計図等からリストアップし、漏れなく確認する。調査対象物の多くは、地中に埋設されているため、ますの内部状態から類推したり、埋設物周辺の漏水状況、埋設標等を頼りに調査する。コンクリートやアスファルト舗装材等で地盤が覆われていると、内部の沈下状態の確認は困難である。このような場合は、ひび割れ状態や足で振動を与えて内部の空隙状態を推測する。
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する	排水管の詰まりによる汚水の溢れ等により衛 生上問題があること						法第19条第1項 法第19条第3項 令第129条2の5	排水溝やますの周辺に水たまり跡がないかを調査する。特に、ためます上部の傾斜やます内より排水不良の有無を重点的に調査する。
(3)		敷地内の通路の確保の状況	目視により確認する	敷地内の通路が確保されていないこと						令第127条 令第128条 令第128条の2	災害時を想定し、避難時の経路に従って調査する。 敷地内全体の建物の配置を設計図書等により十分把握した 上で調査を行う。
(4)	令第128条に規 定する通路 (敷地内の通 路)	有効幅員の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する	敷地内の通路の有効幅員が不足していること (敷地内の通路の有効幅員(1.5m)及び各条例で指定する幅員が不足していること)						令第128条 条例等の確認要 令第128条の2	* 令128条: 敷地内の通路の敷地内の通路の有効幅員(1.5m)及び各条例で 指定する幅員が不足していること。
(5)		敷地内の通路の支障物の 状況	目視により確認する	敷地内の通路に支障物があること						令第127条 令第128条 令第128条の2	災害時を想定し、避難時の経路に従って支障物の有無及び 通路の遮蔽の有無を調査する。
(6)	塀	組積造の塀又は補強コン クリートブロック造の塀 等の耐震対策の状況	設計図書等により確認し又は鋼製 巻尺等により測定する	令第61条又は令第62条の8の規定に適合しないこと						令第61条第1号 改 S 46.1.1 改 S 56.6.1 令第62条の8第1号 制 S 46.1.1 改 S 56.6.1 令第62条の8第5号 制 S 46.1.1 改 S 56.6.1	*令第61条: 組積造の高さは1.2m以下・厚さは垂直距離の1/10以上・4m 以下ごとに壁厚の1.5倍以上の控壁・基礎の根入れ深さは20cm 以上 *令第62条の8: 補強コンクリート造高さ2.2m以下・壁厚15cm以上(高さ2.0 m以下は10cm)・壁頂及び基礎には横筋、壁の端部及び隅角 部には縦筋をそれぞれ径9mm.以上の鉄筋・壁内には径9mm. 以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置・長さ3.4m以下 ごとに高さの1/5以上の鉄筋を配した控壁・基礎の丈は35cm 以上根入れ深さは30cm以上・鉄筋の末端はかぎ状に、かぎ掛 けする。
(7)		組積造の塀又は補強コン クリートブロック造の塀 等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること						令第61条 令第62条の8	目視により、ひび割れ、破損の有無を確認する。また、下 げ振りや傾斜計り等により傾斜の有無を確認する。

					(杉 : 必要	食査方 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	法 必要に応	(U)		
	(\	N) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	設計図書	目視· 双眼 鏡	触診· 聴診	作動確認	器具等	主な法改正の経過	解説
(8)		擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	 著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は 目地部より土砂が流出していること						法第19条第4号 令第142条	全面にわたって、劣化現象の有無を確認するとともに、安 全性に重点を置いて調査する。
(9)	擁壁	擁壁の水抜きパイプの維 持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認するとともに、手の 届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等 を挿入し確認する	水抜きパイプに詰まりがあること						令第142条第1項第3号	擁壁の水抜きパイプが適正に維持されているか、必要に応 じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届 く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。
2	建築物の外部										
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により 確認する	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又 は建具開閉等に支障があること						令第38条	目視により基礎に発生しているひび割れについて調査する。また、必要に応じてクラックスケールによりひび割れ幅を測定する。不同沈下によるひび割れは一般に地中梁にも及んでいるため、地中露出部からひび割れが発生しているかを調べるのも判断の手がかりになる。 建物全体としての傾斜程度は、打継ぎ部の連続的なものや建具の開閉具合から判断するが、目視で傾斜がわかる場合の傾斜角は大体1/250程度以上である。
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	礎石にずれがあること又はコンクリート面に 鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等が あること						令第38条	目視により基礎に礎石のずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損などが無いかを調査し、必要に応じてクラックスケールによりひび割れ等を測定する。 基礎の沈下によるひび割れ以外の劣化及び損傷の状況を調査する。
(3)		土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により 確認する	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開 閉に支障があること						令第42条	建物全体としての傾斜角度は、建物の開閉具合等から水平 具合を判断する。 目視においても傾斜角が大体1/250程度以上あれば判断でき る。
(4)	土台(木造に 限る)	土台の劣化及び損傷の状 況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認す る	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある こと又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある こと						令第42条	木造土台の場合は、テストハンマーで打診して健全度を判断したり、千枚通しやドライバー類を押し込んでその押込量で判断する。 土台の被害が大きい場合は、上部構造材についても腐朽、虫害が及んでいることが考えられるので、出来るだけ調査する。 調査は、建物の北側部分、厨房、浴室、便所等日常水を使用する箇所、基礎の立ち上がりが低い箇所、壁体の破損又は剥落した箇所、上部の窓廻り、出入口廻りで雨仕舞の不良箇所等を重点的に行う。

						(杉 : 必要	(査方)	法 要に応	じ)		
		(l	N) 調査項目 	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	設計図書	目視· 双眼 鏡	触診· 聴診	作動確認	器具等	主な法改正の経過	解説
(:	外 E		外壁、軒裏及び外壁の開 口部で延焼のおそれのあ る部分の防火対策の状況	設計図書等により確認する	法第23条、第24条、第25条又は第64条の規定 に適合しないこと						法第23条 法第24条 法第25条 法第64条 令第109条 住指発第185号	調査に当たっては、事前に確認した図書、仕様書等で防火性能に関する事項を確認する必要があり、現地調査では目視により防火材料の損傷、延焼のおそれのある部分の開口部の状態等を重点的に調査する。 * 法第23条: * 法第23条: * 法第23条: 規模に応じ防火構造 * 法第64条: 防火・準防火地域内にある建築物の外壁の開口部で延焼線以内は防火設備
(5)			必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある こと又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある こと						令第49条	木材の腐朽・損傷状況を接合金物類の健全程度及び部位毎に目視により調査する。 木造建築物では、局部的な部材損傷が漏水に伴う腐朽や蟻 害等によって生じている事も多いため、腐朽に影響の大きい 湿潤しやすい部位・箇所である北側壁面や床下、漏水の生じ やすい浴室・厨房周りの部材には注意をはらう必要がある。
(7)	05 /± 00		必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	れんが、石等に割れ、ずれ等があること						令第39条 令第57条	組積材料間の目地状態や取合部の移動の有無について、必要に応じて双眼鏡等を使用して目視により調査する。特に開口部(窓、出入口等)上部の、まぐさや庇取合部等を重点的に調査する。
(3)	躯体等	補強コンクリートブロッ ク造の外壁躯体の劣化及 び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること						令第39条 令第62条の2 令第62条の6 制 S 34.12.23 令第62条の7 制 S 34.12.23	目地モルタルの欠落やブロック積の変位等を必要に応じて 双眼鏡等を使用し、目視により確認する。
(9)			必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	鋼材に著しい錆、腐食等があること						令第64条 令第66条	鉄骨造の劣化・損傷は、鋼材の「錆」に代表され、鋼材全面にわたって発生するものと、局部的に発生するものとに区分される。いずれも部材の断面積を減少させることから、進行度合いによっては、部材の強度を著しく低下させるおそれがあるため、必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。 鉄骨造の鋼材(特に主要部材)は、腐食しやすくかつ酸に弱いので、鋼材表面を亜鉛メッキかあるいは防錆塗料で耐食性を付与する必要がある。
(1	0)		鉄筋コンクリート造及び 鉄骨鉄筋コンクリート造 の外壁躯体の劣化及び損 傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、 ひび割れ、欠損等があること						令第39条 令第79条 令第79条の3	鉄筋コンクリート(鉄骨鉄筋コンクリート造を含む)の調査は、コンクリート建築物調査表を用いて行う。 調査箇所は柱・梁・壁・パルコニー・庇等とし、東西南北の4方向についてそれぞれ部材10程度とする。 評価点について、詳細な記入については、調査表の注記を参照。 タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く)及びモルタル等については別途(11)の項目により詳細に調査する。

Г						(杉 : 必要	查方 、 : 』	法	(U)		
		(•	1) 調査項目	(ろ) 調査方法 	(は) 判定基準	設計図書	目視· 双眼 鏡	触診· 聴診	作動確認	器具等	主な法改正の経過	解説
(1	外 壁 1)	外装仕上	タイル、石貼り等(乾式 工法によるものを除 く)、モルタル等の劣化 及び損傷の状況	開のマンスを的に、後危全診か等分と、限して、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい 白華、ひび割れ、浮き等があること						令第39条 制 S 46.1.1 S 46建告第109号	外壁のうち、通常特に剥落の危険の大きいと思われる部分 (開口隅部、水平打継部、コーナー部、パラペット部、斜壁 部等)について、部分的にテストハンマーで打診し、打診に よって発生する音の高低等の浮きの有無を判断すする。 通常は、足場等を使用せず、手の届く範囲を調査する。 通常は、足場等を使用せずが出来ない調査の近れまで を使用して外壁面の劣化・損傷程度を調査する方法もある が、この方法は、外形上の異常がある号には可にては発 見できないので注意すること。 打き調査の注意点には、調査者の熟練度による判断の相 違、長時間作業による判断の低下ながあげられる。なお 見できないので注意点には、調査者の熟練度による判断の相 違、長時間作業による判断の低下業事等が使用されている が、何れの場合も安全管理には十分注意しなければならない。 赤外線調査では、タイル等の剥離部(浮き)と健全部は い。 赤外線調査では、タイル等の剥離部(浮き)と健全部は い。 赤外線調査では、タイル等の剥離部(浮き)と は全部に が、いたの場合はいに が、の面的に が、に が、の面的に が、に が、多くが、の過度差を赤外線 が必要である。
(1	2)	げ材等	乾式工法によるタイル、 石貼り等の劣化及び損傷 の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	ひび割れ、欠損等があること						令第39条 制 S 46.1.1 S 46建告第109号	・乾式工法は、湿式工法のように下地モルタル等はなく、金属製の下地材にタイル等をはめ込んだり、引っ掛けて固定している為、タイル等の仕上げ材に割れや欠けが発生すると、下地金物から外れ、落下するおそれがあるので、固定状態(ガタツキ、変形等)を目視で調査する。
(1	3)		金属系パネル(帳壁を含む)の劣化及び損傷の状 況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変 形していること							・調査に当り、先ずパネル全体の汚れ状況を必要に応じて双 眼鏡等を使用し目視により確認する。 ・鋼製パネルの場合、取り合い部に施されているシーリング 材の劣化により、雨水等が浸入すると錆が発生し、長い間に は錆がこぶ状となり、パネルが変形することもあるので注意 する。 ・アルミ製パネルの場合、表面に白い泡状の点食が発生し、 やがて孔食状態となるので注意する。
(1	4)		コンクリート系パネル (帳壁を含む)の劣化及 び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	錆汁を伴ったひび割れ、欠損等があること						令第39条 制 S 46.1.1 S 46建告第109号	コンクリート系パネルは、それぞれ材料によって劣化現象が異なるため、事前に設計図等により確認しておく。Pcaのパネル場合、主に軽量コンクリートを使用しているが、中には普通コンクリートの場合もあるので、パネルがファスナー会がで固定されている場合は、錆汁が流出していないか、パネル取り合い部の状況を注意深く確認する。ALCパネルの場合、多孔質で吸収性が比較的大きいので、表面塗膜の劣化現象(ふくれ等)の有無やパネル取り合い部のシーリング材の柔軟性が失われていないかを確認する。

						(杉 : 必要	食査方》 、 ∶必	法 必要に応	(U)		
		(L	N) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	設計図書	目視· 双眼 鏡	触診· 聴診	作動確認	器具等	主な法改正の経過	解説
(15)			サッシ等の劣化及び損傷 の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認し又は開閉により確 認する	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形 していること						令第39条 改 S 46.1.1	材質によって劣化現象が異なるため、その材質に応じた調査方法をとる必要がある。
(16)		窓サッシ 等	はめ殺し窓のガラスの固 定の状況	触診により確認する	S46年告示第109号第3第4号の規定に適合しないこと						令第39条 改 S 46.1.1 S 46建告第109号	* S 46年告示第109号: 硬化性シーリングの禁止(網入りガラスを除く)s46.1.29 室内側からはめごろし窓であるかを確認し、パテ止めの場合は、触診によりパテの硬化がないかを調査する。調査した結果、網入りガラスでないガラス窓がはめごろしとなっていた場合は、ガラスに飛散防止用フィルムの張付、ガラス、サッシの取替等の措置を講じるように建物所有者に助言する。
(17)		外壁に緊結された		必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	機器本体に著しい錆又は腐食があること						令第39条 改 S 46.1.1 令第129条の2の4 制 H 12.6.1	地上部等から双眼鏡等により、本体及び金物類の取り付け 状態や変形、損傷、錆、腐食あるいは塗膜の劣化状態等とと もに、電線のゆるみ、垂れ下がり等について調査する。
(18)		広告板、 空調室外 機等	支持部分等の劣化及び損 傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認し又は手の届く範囲 をテストハンマーによる打診等に より確認する	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物 に著しい錆、腐食等があること						令第39条 改 S 46.1.1 令第129条の2の4 制 H 12.6.1	外壁面に取り付けられている広告板や空調室外機等は、支持部材等が隠蔽されている場合も多いが必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。
3	屋上	及び屋根										
(1)	屋上瓦	面	屋上面の劣化及び損傷の 状況	目視により確認する	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること						令第39条 制 S 46.1.1 S 46建告第109号	断熱プロック、クリンカータイル、防水モルタル等の仕上 げ材に、ひび割れ、欠損、浮きなどが無いかを目視により調 査する。 伸縮目地材の欠落は仕上げ材のせり上がりにつながるため 併せて調査する。
(2)				目視及びテストハンマーによる打 診等により確認する	モルタル等の仕上材に著しい白華、ひび割れ 等があること又はパネルが破損していること						令第39条 制 S 46.1.1 S 46建告第109号	パラペットの立ち上がり部について、ひび割れ・エフロレッセンス・欠損・浮きなどについて目視及びテストハンマーによる打診等により調査する。
(3)	屋上[目視及びテストハンマーによる打 診等により確認する	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等がある こと						令第39条 制 S 46.1.1 S 46建告第109号	笠木モルタルや人造石研き出し仕上げ(人研き)のひび割れ・エフロレッセンス・欠損・浮きなどについて目視及びテストハンマーによる打診等により調査する。
(4)	(屋 ₋ く)	上面を除		目視及びテストハンマーによる打 診等により確認する	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は 笠木接合部に緩みがあり部分的に変形してい ること						令第39条 制 S 46.1.1 S 46建告第109号	金属笠木部に錆、変形、脱落、落下危険性等は無いか、強 風等により飛散等が起こらないか、固定状態について目視及 びテストハンマーによる打診等により調査する。
(5)		-	排水溝(ドレーンを含 む)の劣化及び損傷の状 況	目視及びテストハンマーによる打 診等により確認する	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等 があること							排水溝のモルタルのひび割れ、浮き等を目視及びテストハンマーによる打診等により調査する。 ドレーンについては錆や破損等が無いか目視により調査する。

					,		查方法		.1* 5		
	(•	N) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	設計図書	目視双眼鏡	触診· 聴診	か要に応 作動 確認	器具等	主な法改正の経過	解説
(6)	屋根	屋根の防火対策の状況	設計図書等により確認する	防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根にあっては法第63条の規定に適合しないこと又は法第22条の規定に基づき特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内の建築物の屋根にあっては同条の規定に適合しないこと						令第107条 令第107条の2 令第108条 令第108条の3	*法第63条: 防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根にあっては構造、 用途に応じた規定に適合すること又は法第22条の規定に基づ き特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地につい て指定する区域内の建築物の屋根にあっては通常の火炎によ る火の粉により、防火上有害な発炎をしないこと、屋内に達 する防火上有害な溶融、亀裂等損傷を生じないこと。
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認し又はテストハン マーによる打診等により確認する	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に 著しい腐食等があること						法第39条第1項	調査は、直接屋根に乗ったり、近づくことができない場合 もあるので、屋根ふき材や緊結金物の劣化等を双眼鏡などを 利用して調査する。また、緊結金物については手の届く範囲 でテストハンマーにより打診する。 屋根、庇について、雨水の浸入箇所の有無、シール材劣化 の有無、ボルト・ナットなどの固定金具の緩み、欠落の有 無、その他金具の変形の有無等について調査する。 庇は、特に建物との接続状態(垂れ下がっていないか)を 調査する。
(8)	が 機器及び工作 物 (冷却塔設 備、広告塔 等)	機器、工作物本体及び接 合部の劣化及び損傷の状 況	目視及びテストハンマーによる打 診等により確認する	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及 び屋根との接合部に著しい錆、腐食等がある こと							金物類は、鉄製のパイプや軽量鉄骨等を加工して、工場で 組み立て、それに塗装仕上げをしているものが多いので、錆 や腐食の程度はテストハンマーで打診しながら、錆を除去し て金物部を確認する。
(9)		支持部分等の劣化及び損 傷の状況	目視及びテストハンマーによる打 診等により確認する	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著し い腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひ び割れ、欠損等があること						マ第129宗の2の4 制H12.6.1	広告塔などの支持部は、高所に設置されている場合が多いので、双眼鏡等により確認する。 支持部のアンカーボルト、ナット等に緩みやコンクリート 基礎のひび割れ等を確認する。錆等が発生している場合はテストハンマーで除去し、錆状態を確認する。

		(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	(:必要	1	法 必要に応し	(ز	主な法改正の経過	解語
		(1) 40-00-00-00	(5)刷直刀仏	(は) 判定签字	設計図書	目視・ 双眼 鏡	触診・聴診	作動 確認	器具 等	土な仏以上の経過	M+ aJL
4	建築	物の内部									
(1)	防火区画	令第112条第9項に規定する区画の 状況 (竪穴区画)	設計図書等により確認する	令第112条第9項の規定に適合しないこと。ただし、以下略						令第112条第9項 制 S 44.5新設 (熱感運動), 令第112条第14項 改 S 49.1.1 (煙感運動), (エレベーター戸の 遮煙性能に関する告 示(S56告1111)廃止) H 14.6	*令第112条第9項: 主要構造部を準耐火構造又は特定避難時間倒壊防止建築物であって、地階又は3階以上の階に居室を有する建築物の住戸の部分、吹き抜けになっている部分、階段の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分(当該部分からのみ人が出入することのできる公衆便所、公衆電話所等を含む)とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画しなければならない。 S25.11, S44.5 (熱感連動) S49.1(煙感連動) H14.6 (エレベーター告示廃止) 竪穴区画に関する調査項目。建築確認時と比較して改修等により区画を形成する壁等の変更、扉等の変更がないかなどを中心に確認する。 H14年6月にS56告1111が廃止されているので、それ以前のものは既存不適格になることが多い。
(2)		令第112条第1項から第3項まで又は 同条第5項から第8項までの各項に規 定する区画の状況 (面積区画)	設計図書等により確認する	令第112条第1項から第8項(略)の規定に適合しないこと						令第112条 第1項~第8項 改 S S39.1.15	* 令第112条第1項から第8項: 第1項: 1500㎡区画 第2項: 500㎡区画 第3項: 1000㎡区画 第4項: 適用除外(体育館、工場等) 第5項: 11階以上の部分で各階の床面積の合計が100㎡を超え るものは100㎡区画 第6項: 11階以上の200㎡区画 第7項: 11階以上の500㎡区画 第8項: 適用除外(200㎡以内の共同住宅の住戸) S25.11,S34.12(500㎡・1000㎡区画) S39.1(高層区画)
(3)		令112条第12項又は第13項に規定する区画の状況 (異種用途区画)	設計図書等により確認する	令第112条第12項又は第13項の規定に適合しな いこと。ただし、以下略						令第112条第12項 令第112条第13項	* 令第112条第12項: 法24条各号(木造で特殊建築物)のいずれかに該当する場合 は、その部分と他の部分とを準耐火構造の壁又は防火設備で 区画。 * 令第112条第13項: 法第27条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該 当する場合において、その部分と他の部分とを準耐火構造の 床若しくは壁又は特定防火設備で区画。 S25.11, S44.5(熱感連動), S49.1(煙感連動)

						(検 : 必要:	査方 》 、 : 必	去 要に応	じ)		
		(l	N) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	設計図書	目視· 双眼 鏡	触診· 聴診	作動確認	異 等	主な法改正の経過	解説
(4)	 防 火	防火区画	令第112条第10項に規定 する外壁等及び同条第11 項に規定する防火設備の 処置の状況	設計図書等により確認する	令第112条第10項又は第11項の規定に適合しな いこと						令第112条第10項 改S31.7.1 令第112条第11項	* 令第112条第10項: 防火区画の外周部の処理状況(スパンドレル) 外壁開口部からの墳出火炎によって、水平方向や上階に延焼 拡大を防止するため開口部間90㎝以上又は突き出しのそで壁 や庇50㎜以上の確保若しくは防火設備、特定防火設備の設置
(5)	画	の外周部	令第112条第10項に規定 する外壁等及び同条第11 項に規定する防火設備の 劣化及び損傷の状況	目視により確認する	令第112条第10項に規定する外壁等、同条第11 項に規定する防火設備に損傷があること						令第112条第10項 改 S 31.7.1 令第112条第11項	* 令第112条第10項: 防火区画の外周部の処理状況(スパンドレル) 外壁開口部からの墳出火炎によって、水平方向や上階に延焼 拡大を防止するため開口部間90㎝以上又は突き出しのそで壁 や庇50㎝以上の確保若しくは防火設備、特定防火設備の設置
(6)	壁の室		木造の壁の室内に面する 部分の躯体の劣化及び損 傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある こと又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある こと						令第49条	木材の腐朽・損傷状況を接合金物類の健全程度及び部位毎に目視により調査する。 木造建築物では、局部的な部材損傷が漏水に伴う腐朽や蟻 害等によって生じている事も多いため、腐朽に影響の大きい 湿潤しやすい部位・箇所である北側壁面や床下、漏水の生じ やすい浴室・厨房周りの部材には注意をはらう必要がある。
(7)	して	室内に面する部	組積造の壁の室内に面す る部分の躯体の劣化及び 損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	れんが、石等に割れ、ずれ等があること						令第39条 令第57条	礎石材料間の目地状態や取合部の移動の有無について、必要に応じて双眼鏡等を使用して目視により調査する。特に開口部(窓、出入口等)上部の、まぐさや庇取合部等を重点的に調査する。
(8)		躯体等		必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	目地モルタルに著しい欠落があること又はブ ロック積みに変位があること						令第39条 令第62条の2 制 S 34.12.23 令第62条の6 令第62条の7	目地モルタルの欠落やブロック積の変位等を必要に応じて 双眼鏡等を使用し、目視により確認する。
(9)		躯体等	鉄骨造の壁の室内に面す る部分の躯体の劣化及び 損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	鋼材に著しい錆、腐食等があること						令第64条 令第66条	鉄骨造の劣化・損傷は、鋼材の「錆」に代表され、鋼材全面にわたって発生するものと、局部的に発生するものとに区分される。いずれも部材の断面積を減少させることから、進行度合いによっては、部材の強度を著しく低下させるおそれがあるため、必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。 鉄骨造の鋼材(特に主要部材)は、腐食しやすくかつ酸に弱いので、鋼材表面を亜鉛メッキかあるいは防錆塗料で耐食性を付与する必要がある。
(10)		鉄筋コンクリート造及び 鉄骨鉄筋コンクリート造 の壁の室内に面する部分 の躯体の劣化及び損傷の 状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、 ひび割れ、欠損等があること						令第39条 令第79条 令第79条の3	鉄筋コンクリート (鉄骨鉄筋コンクリート造を含む)の調査は、コンクリート建築物調査表を用いて行う。調査箇所は柱・梁・壁・パルコニー・庇等とし、東西南北の4方向についてそれぞれ部材10程度とする。評価点について、詳細な記入については、調査表の注記を参照。タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く)及びモルタル等については別途(11)の項目により詳細に調査する。

Γ						(食査方 、 : 』		5U)		
		(l	1) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	設計図書	目視· 双眼 鏡	触診· 聴診	作動確認	器具等	主な法改正の経過	解説
(壁の室内に面する部分	11耐に基合耐の火壁耐の(区構る限間火掲準す火壁構又火壁防画成壁る間基げにる構、造は構 火をすに)準準る適準造耐の準造	準耐火性能等の確保の状 況	設計図書等により確認する	次に掲げる各号の何れかに該当すること (1)令第112条第1項から第4項まで又は第13 項(略)の規定による防火区画、1時間準耐 火基準の規定に適合しないこと (2)令第112条第5項又は第8項(略)の規定 による防火区画 令第107条の規定に適合し ないこと (3)令第112条第9項、第10項又は第12項 (略)の規定による防火区画 令第107条の2 の規定に適合しないこと						廃H27.6.1 令第129条の2の3第1 項第1号ロ 制H27.6.1	(1) 耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の技術的基準 (地階を除く階数が3で、3階を下宿、共同住宅、寄宿舎の用途の供するもの)・壁、柱、床、はり:1時間準耐火・宿泊室等:避難上有効なバルコニー(ただし廊下階段等が外気に開放され、防火設備が設けられたものは除く)・3階の各宿泊室等の該壁面に非常用進入口が設けられていること・建築物の周囲に幅員が3m以上の通路が設けてあること・3階の各宿泊室の外壁の開口部及びそれ以外の開口部に防火設備を設けること・詳細についてはH27告示第255号を参照のこと (2) 耐火性能に関する技術的基準 壁、柱、床、はり:最上階から4以内=1時間耐火 同 :最上階から5以上14以内=2時間耐火柱、はり :最上階から15以上=3時間耐火 はり :最上階から15以上=3時間耐火 はり : 30分耐火 (3) 準耐火性能に関する技術的基準 壁、柱、床、はり:45分耐火 屋根(軒裏を除く)、階段:30分耐火
(12)		部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	各部材及び接合部に穴又は破損があること							内壁の壁本体に穴あきあるいは破損等による防火区画としての性能の低下・欠落がないかを目視で確認する。特に接合部については、RC造のように一体化している場合はよいが、乾式構造の場合は隙間が生じている事もあるので注意が必要である。
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及 び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等 が行われ、かつ、点検口等がある 場合にあっては、点検口等から目 視により確認する	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること						法第27条 改 S 34.12.23 改 S 52.11.1 改 H 5.6.25 令第107条 改 S 34.12.23 改 S 39.1.15 改 S 46.1.1 改 H 12.6.1 令第107条の2 制 H 5.6.25 改 H 12.6.1 令第108条の3 制 H 12.6.1	耐火被覆の調査では、本来は被覆の厚さや材質の確認も重要であるが、目視調査では困難であるため設計図書等により確認し、修繕等が行われた場合に、点検口等から表面の耐火被覆に欠きこみや欠損、脱落等がないかを確認する。間仕切り変更等、内装や設備等の改修工事の際に耐火被覆に欠損を生じさせることもあるので、改修部分については特に注意を要する。また、吹付け石綿等の除去工事を行った場合にも、露出した鉄骨部材がないか注意する。

	Π					(検 : 必要:	查方 · · · · ·	う法 必要に応	5U)		
		(l	N) 調査項目	(3) 調査方法	(は) 判定基準	設計図書	目視· 双眼 鏡	触診·		器具	主な法改正の経過	解説
(14)	部 分	火構造の	給水管、配電管その他の 管又は風道の区画貫通部 の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある 場合にあっては、点検口等から目 視により確認する	令第112条第15項若しくは第16項又は第129 条の2の5の規定に適合しないこと						令第112条第15項 制 534.1.1 改 534.12.23 改 539.1.15 改 544.5.1 改 546.1.1 令第112条第16項 制 534.1.1 令第113条第2項 制 534.1.1 令第114条第5項 制 544.5.1 令第129条の2の5 制 544.5.1 改 129条の2の5 制 544.5.1 改 122建告第1376号 H 12建告第1422号	* 令第112条第15項: 給水管、配電管等防火区画を貫通する場合は、すき間をモル タルその他不燃材料で埋めなければならない * 令第112条第16項: 風道が防火区画を貫通する場合は火災により煙が発生した場 合又は温度が急上昇した場合に自動的に閉鎖するものである こと、閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するこ と(S49.1ダンパー構造の規定追加)
(15)		令条す壁 第114 第にる、壁壁 壁壁	令第114条に規定する界 壁、間仕切壁及び隔壁の 状況	設計図書等により確認し、(中略)修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する	令第114条の規定に適合しないこと						令第114条第1項 改H12.6.1 令第114条第2項 改S63.4.1 令第114条第3項 改H12.6.1 令第114条第4項 改S34.12.23 令第114条第5項 改S46.1.1	(1) 長屋、共同住宅の各戸の界壁は、準耐火構造とし小屋裏 又は天井裏に達すること (2) 学校、病院、診療所(患者の収容施設を有しないものを 除く)、児童福祉施設等、ホテル等の用途に供する部分は防 火上主要な間仕切りを準耐火構造とし小屋裏又は天井裏に達 すること (3) 建築面積が300㎡を超える建築物の小屋組が木造の場合 は、けた行間隔12m以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を 設けること (4) 渡り廊下で小屋組が木造でけた行が4mを超えるものは 小屋裏に隔壁を設けること (5) 界壁、間仕切り、隔壁の貫通処理
(16)		令祭項す物室面 第128 第05規建壁に るの内すす 分	室内に面する部分の仕上 げの維持保全の状況	設計図書等により確認する	令第128条の5(中略)の規定に適合しないこ と						法第35条の2 令第112条 令第128条の 3の2~128条の5 H12建告第1439号	(1)劇場、公会堂、集会場等 (2)病院、ホテル、児童福祉施設等 (3)百貨店、遊技場、飲食店等 当該用途に供する居室の室内に面する壁(床より1.2m超)、天 井は難燃材(3階以上の階の場合は天井材は準不燃材)地階の 壁、天井は準不燃材 当該用途の居室から地上に通ずる主たる廊下、階段等の壁、 天井は準不燃材 火気使用室:壁、天井は準不燃材
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び 損傷の状況	目視により確認する	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある こと又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある こと						令第41条 令第49条 改 S 46.1.1	木材の腐朽・損傷状況を接合金物類の健全程度及び部位毎に目視により調査する。 木造建築物では、局部的な部材損傷が漏水に伴う腐朽や蟻 害等によって生じている事も多いため、腐朽に影響の大きい 湿潤しやすい部位・箇所である北側壁面や床下、漏水の生じ やすい浴室・厨房周りの部材には注意をはらう必要がある。

						(杉 : 必要	全直方 、 : 必	法 必要に応	(U)		
		(1	N) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	設計図書	目視· 双眼 鏡	触診· 聴診	作動確認	器具等	主な法改正の経過	解説
(18	床	躯体等	鉄骨造の床躯体の劣化及 び損傷の状況	目視により確認する	鋼材に著しい錆、腐食等があること						令第64条 令第66条	鉄骨造の劣化・損傷は、鋼材の「錆」に代表され、鋼材全面にわたって発生するものと、局部的に発生するものとに区分される。いずれも部材の断面積を減少させることから、進行度合いによっては、部材の強度を著しく低下させるおそれがあるため、必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。 鉄骨造の鋼材(特に主要部材)は、腐食しやすくかつ酸に弱いので、鋼材表面を亜鉛メッキかあるいは防錆塗料で耐食性を付与する必要がある。
(19)			鉄筋コンクリート造及び 鉄骨鉄筋コンクリート造 の床躯体の劣化及び損傷 の状況	目視により確認する	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、 ひび割れ、欠損等があること						令第39条 令第79条 令第79条の3	鉄筋コンクリート(鉄骨鉄筋コンクリート造を含む)の調査は、コンクリート建築物調査表を用いて行う。調査箇所は柱・梁・壁・パルコニー・庇等とし、東西南北の4方向についてそれぞれ部材10程度とする。評価点について、詳細な記入については、調査表の注記を参照。タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く)及びモルタル等については別途2(11)の項目により詳細に調査する。
(20)			準耐火性能等の確保の状 況	設計図書等により確認する	次に掲げる各号の何れかに該当すること (1)令第112条第1項から第4項まで又は第13 項(略)の規定による防火区画、1時間準耐 火基準の規定に適合しないこと (2)令第112条第5項又は第8項(略)の規定 による防火区画 令第107条の規定に適合し ないこと (3)令第112条第9項、第10項又は第12項 (略)の規定による防火区画 令第107条の2 の規定に適合しないこと						令第107条 令第107条の2 令第112条 令第115条の2の2 制H5.6.25 廃H27.6.1 令第129条の2の3第1 項第1号口 制H27.6.1	(1) 耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の技術的基準 (地階を除く階数が3で、3階を下宿、共同住宅、寄宿舎の用途の供するもの)・壁、柱、床、はり:1時間準耐火・宿泊室等:避難上有効なバルコニー(ただし廊下階段等が外気に開放され、防火設備が設けられたものは除く)・3階の各宿泊室等の外壁面に非常用進入口が設けられていること・建築物の周囲に幅員が3m以上の通路が設けてあること・建築物の周囲に幅員が3m以上の通路が設けてあること・3階の各宿泊室の外壁の開口部及びそれ以外の開口部に防火設備を設けること 詳細についてはH27告示第255号を参照のこと (2)耐火性能に関する技術的基準 壁、柱、床、はり:最上階から4以内=1時間耐火 同 :最上階から5以上14以内=2時間耐火柱、はり :最上階から15以上=3時間耐火 程、階段 :30分耐火 (3)準耐火性能に関する技術的基準壁、柱、床、はり:45分耐火 屋根(軒裏を除く)、階段:30分耐火
(21)		る床に 限 る。)	 部材の劣化及び損傷の状 況	目視により確認する	各部材及び接合部に穴又は破損があること							床部材等に防火上支障(穴あき、破損等)、安全上(転倒 等)となる劣化及び損傷がないか目視により確認する。
(22)			給水管、配電管その他の 管又は風道の区画貫通部 の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある 場合にあっては、点検口等から目 視により確認する	令第112条第15項若しくは第16項又は第129 条の2の5の規定に適合しないこと						令第112条第15項 令第112条第16項 令第129条の2の5	*令第112条第15項: 給水管、配電管等防火区画を貫通する場合は、すき間をモルタルその他不燃材料で埋めなければならない *令第112条第16項 風道が防火区画を貫通する場合は火災により煙が発生した場合又は温度が急上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること、閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有すること

						(杉 : 必要	全直方	i法 必要に応	5U)		
		(L '	N) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	設計図書	目視· 双眼 鏡	触診· 聴診	作動確認		主な法改正の経過	解説
(23)		令条項す物の面分 第のにるの室す のを見建天内る	室内に面する部分の仕上 げの維持保全の状況	設計図書等により確認する	令第128条の5(中略)の規定に適合しないこ と						改 S 36.12.4 改 S 44.5.1	(1)劇場、公会堂、集会場等 (2)病院、ホテル、児童福祉施設等 (3)百貨店、遊技場、飲食店等 当該用途に供する居室の室内に面する壁(床より1.2m超)、天井は難燃材(3階以上の階の場合は天井材は準不燃材)地階の壁、天井は準不燃材 当該用途の居室から地上に通ずる主たる廊下、階段等の壁、天井は準不燃材 火気使用室:壁、天井は準不燃材
(24)			全内に囲りる部分の仕上	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認し又はテストハン マーによる打診等により確認する	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等 の劣化若しくは損傷があること又は剥落等が あること						法第35条の2 令第112条 令第128条の3の2~令 第128条の5 H12建告第1439号	仕上げ材についても、経年劣化により著しいたるみ、ひび 割れ、肌分かれ等が生じるおそれがあり、落下の可能性があ るので注意する。
(25)		特定天井		必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること。						令第39条第4項 改H26.4.1(追加)	天井材は、地震動の発生時や経年劣化によるゆるみ等により落下するおそれがあるので、支持構造部材の取り付け状況、劣化等の兆候(色調変化や部分的欠損等)や剥落箇所の有無に注意する。 天井室内面及び天井裏とも天井材の状況、ハンガー、クリップ、吊りボルト、斜材、取り付け金具等のゆるみや壁とのクリアランスについて目視確認する。
(26)	火戸、 ター・ れら	设備(防 シの類 その類 ここ で で で の で の で の で の で の で の で の り で の り で り で	区画に対応した防火設備 の設置の状況	目視及び設計図書等により確認す る	令第112条第14項の規定に適合しないこと						令第112条 制 S 44.5.1 令第112条第14項 改 S 49.1.1 S 48建告第2563号 S 48建告第2564号 H 12建告第1369号	* 令第112条第14項: 面積区画等の防火戸(防火設備、特定防火設備)は常時閉 鎖又は煙感知か熱感知閉鎖機構であること 竪穴区画又は異種用途区画の防火戸(防火設備、特定防火設 備)は常時閉鎖又は煙感知機構であること

					(杉 : 必要	全直方 (: 必	法 要に応	ن)		
	((1) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	設計図書	目視· 双眼 鏡	用35百多。	作動確認	器具等	主な法改正の経過	解説
(2	防火タルもの (ヤ他する)	趙路に設直された防火設 備におけるくぐり戸の設	目視及び設計図書等により確認する	令第112条第14項の規定に適合しないこと						令第112条 制 S 44.5.1 令第112条第14項 改 S 49.1.1 令第112条日 改 H 17.12.1 S 48建告第2563号 S 48建告第2564号	面積区画等の防火戸(防火設備、特定防火設備)は常時閉鎖又は煙感知か熱感知閉鎖機構であることとのでした。 直接手で開くことができ、のつい、の間が火戸で、 直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖の防火戸で、 直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖の防火戸で、 真接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖の防火戸で、 真接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖の下で、 真体の出入口にもうけられ、かつ、人の出入後20秒以内に閉鎖するもの。 (2) 直積が3㎡以内の防火戸で、 昇降路の出入口にもうけられ、かつ、人の出入後20秒以内に閉鎖するもの。 (1) 当該防火設備の質量(単位:kg)に当該防火設備の閉鎖時の速度(単位:m/sec)の二乗を乗じて得た値が20以下となるもの。 (2) 当該防火設備の質量が15kg以下であること。ただし、水平方向に閉鎖するものであってその閉鎖すること。ただし、水平方向に閉鎖するものであってその閉鎖することにより停止するもの(人との接触を検知した人が当該防火設備から離れた後に再び閉鎖又は作動する構造であるもの限りでない。 に近りでなり、かつ、接触が下であり、たびに表ができる時間が大設備にあっては、この限りでない。 に対しているものにあっては、当該防火設備が同時のでない。 に対しては、当該防火設備が同時のでない。 に対しては、当該防火設備が高さかのに関連するにができなができる情造の所と設備に応接して当該手で開いるものにあっては、当ちの保いの幅に対しては、当ちの保いの幅、高さ及び下端の床からの高でかるでき、ができるができ、かつ、自動的に閉鎖する部分の幅、高さ及び下端の床がらの高である構造の形とり、に掲げる基準に適合するもの。 (1) 消防法の規定による検定に合格したもの。 (1) 消防法の規定によりに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しないるに対しているに対しないるに対しないのは対しないのに対しないのに対しないのはないのは対しないのはないのはないのは対しないのはないのは対しないのは対しないのはないのはないのはないのはないのはないのはないのはないのはないのはないのは

Γ						(杉 : 必要	(査方) 、 : 必	法 必要に応	(ئاة		
		(11))調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	設計図書	目視· 双眼 鏡	触診· 聴診	作動確認	器具等	主な法改正の経過	解説
	(28)		昭和48年建設省告示第 2563号第1第1号ロに規定 する基準についての適合 の状況	常時閉鎖した状態にある防火扉(以下「常閉防火扉」という。)にあっては、時間の主要な常力をでした。)にある明鎖時間を入戸の主要な常力をでした。 ションが一ジ等により)測定する。 もに、ションゲージ等により)別では もに、ションゲージ等により)別でする。 ただし、3年以内に実施したは、 の記録がある場合にあっことで足り る。	昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規 定に適合しないこと						令第112条14項 制 S 44.5.1 S 48建告第2563号 S 48建告第2564号	第一 1、常時閉鎖状態を保持する構造の防火設備 口 (1)当該防火設備の質量(単位:kg)に当該防火設備の閉鎖時の速度(単位:m/sec)の二乗を乗じて得た値が20以下となるもの (2)当該防火設備の質量が15 k g 以下であること。ただし、水平方向に閉鎖するものであってその閉鎖する力が150ニュートン以下であるもの又は周囲の人と接触することにより停止するもの(人との接触を検知してから停止するまでの移動距離が5cm以下であり、かつ、接触した人が当該防火設備から離れた後に再び閉鎖又は作動する構造であるもの限る【危害防止機構】)にあっては、この限りでない。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。
	29) 火戸、 ターそ れらに	B備(防 シか他さい こ類する こ限る)	防火戸の開放方向	目視により確認する	令第123条第1項第6号、第2項第2号又は第3項 第10号(中略)の規定に適合しないこと						令第123条 制 S 49.1.1	* 令第123条第1項第6号: 避難階段、特別避難階段の階段に通ずる出入口には、規定の 防火設備を設けること。この場合において、直接手で開くこ とができ、かつ、自動的に閉鎖する戸及び戸の部分は、避難 の方向に開くことができるものとすること。
	(30)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備(以下「常閉防火設備」という)の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	常閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能 又は遮煙性能(令第112条第14項第2号に規定 する特定防火設備又は常閉防火設備に限 る。)に支障があること						令第112条14項 制 S 44.5.1 S 48建告第2564号	防火戸においては、実際に扉を動かして円滑に開閉できるか、周囲とのすれなど無いかを確認する。網入りガラスを使用したものはガラスが破損していないかを確認する。 扉と枠には煙や炎を遮るために戸当たり、相じゃくり、定規縁が必要であるので設置の確認と、過大な隙間が生じていないかについても確認する。 防火シャッターにおいては、ガイドレールとまぐさを目視により調査し、錆による欠落等がないか、変形により動作に影響が無いかを確認する。
	(31)		常閉防火設備の閉鎖又は 作動の状況	各階の主要な常閉防火設備の閉鎖 又は作動を確認する。 <u>ただし、3</u> 女人内に実施した点検の記録があ る場合にあっては、当該記録によ り確認することで足りる。	常閉防火設備が閉鎖又は作動しないこと							錆、変形等の劣化損傷によって開けられなくなっていないか(閉まらなくなっていないか)を確認し、非常時に避難者を支障なく通過させ、避難者が通過した後には自動的に閉鎖して火災の拡大を防止できる状態になっているか確認する。

					(杉 : 必要	き 全方注 ○ :必	去 要に応	じ)		
	(6)	N) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	設計図書	目視· 双眼 鏡	触診· 聴診	作動確認	器具等	主な法改正の経過	解説
(32)	防火設備(防火 戸、シャッター その他これらに	常閉防火設備の閉鎖又は 作動の障害となる物品の 放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより常閉防火設備の閉鎖又は作動に支障があること						令第112条14項 制 S 44.5.1 S 48建告第2563号 H 12建告第1369号	家具や物品等により障害となって閉鎖できないことがない かを確認する。
(33)	類するものに限 る)	常閉防火扉の固定の状況	目視により確認する	常時閉鎖の防火戸が開放状態に固定されていること						令第112条14項 制 S 44.5.1 S 48建告第2563号 H 12建告第1369号	常時閉鎖式の防火戸がくさび等によって固定されている と、火災を拡大させるおそれがあるので撤去させる必要があ る。
(34)	照明器具、懸	照明器具、懸垂物等の落 下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認し又は触診により確 認する	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩 み、変形等があること						令第39条	目視により照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況について確認し、高所部分について双眼鏡を使用して著しい錆、腐食、ゆるみ、変形等がないかを調査する。
(35)	垂物等	防火設備の閉鎖の障害と なる照明器具、懸垂物等 の状況	目視により確認する	防火設備の閉鎖に支障があること							目視により防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物 等がないかを確認する。
(36)			設計図書等により確認し又は鋼製 巻尺等により測定する	法第28条第1項又は令第19条の規定に適合し ないこと						法第28条第1項 改 S 34.12.23 改 S 46.1.1 改 H 12.6.1 令第19条第1項 改 S 46.1.1 改 S 63.7.1 令第20条	*法第28条第1項; 居室の開口部で採光に有効な部分の面積とその床面積の割合 1/5:幼稚園~高等学校の教室。保育園の保育室 1/7:住宅。病院、診療所の病室。寄宿舎の寝室。児童福祉施設 の寝室、訓練等の目的に使用されるもの 1/10:上記の学校以外の学校の教室。病院、診療所、児童福祉 施設等の居室の談話室、娯楽等の目的のために使用されるも の
(37)		採光の妨げとなる物品の 放置の状況	目視により確認する	採光の妨げとなる物品が放置されていること							目視により採光の妨げとなる物品の放置の状況を確認す る。
(38)	居室の採光及び換気	換気のための開口部の面 積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製 巻尺等により測定する	法第28条第2項、令第20条の2又は令第20条の3の規定に適合しないこと						法第28条第2項 法第28条第3項 改 S 46.1.1 (追加) 令第20条の2 制 S 46.1.1 令第20条の3 制 S 46.1.1(旧令20条の 4) 改 S 52.11.1(パート) 令第20条の8 制 H 15.7.1 改 H 18.10.1 令第129条の2の6	* 法第28条第2項: 居室には換気のために窓等開口部を設け、換気に有効な部分 の面積とその床面積の割合は1/20以上 開口部の少ない建築物の換気設備の技術的基準、火気使用室 の換気設備 * 令第20条の2: 換気設備の技術的基準 * 令第20条の3: 火気使用室の換気設備

					(杉 : 必要	食査方 、 :』	法 必要に応	5U)		
		(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	設計図書	目視· 双眼 鏡	触診· 聴診	作動確認		主な法改正の経過	解説
(39)	換気設備の設置の状況	設計図書等により確認する	法第28条第2項若しくは第3項、令第20条の2 又は令第20条の3の規定に適合しないこと						法第28条第2項 法第28条第3項 改 S 46.1.1 (追加) 令第20条の2 制 S 46.1.1 令第20条の3 制 S 46.1.1(旧令20条の 4) 改 S 52.11.1(ワード) 令第20条の8 制 H 15.7.1 改 H 18.10.1 令第129条の2の6	* 法第28条第2項: 居室には換気のために窓等開口部を設け、換気に有効な部分 の面積とその床面積の割合は1/20以上 開口部の少ない建築物の換気設備の技術的基準、火気使用室 の換気設備 * 令第20条の2:換気設備の技術的基準 * 令第20条の3:火気使用室の換気設備
(40	居室の採光 び換気)	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項に基づく検査(以下「定期検査」という。)等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと					1	法第28条第2項 法第28条第3項 改 S 46.1.1 (追加) 令第20条の2 制 S 46.1.1 令第20条の3 制 S 46.1.1(旧令20条の 4) 改 S 52.11.1(ア-ド) 令第20条の8 制 H 15.7.1 改 H 18.10.1 令第129条の2の6	換気設備の定期検査等の結果を確認する。定期検査の対象として換気設備が指定されていない場合は場合等には、実際に作動するかを確認する。 厨房などの火気を使用する部分では、換気が不足すると不完全燃焼による中毒や爆発事故のおそれがあるので注意する。
(41)	換気の妨げとなる物品の 放置の状況	目視により確認する	換気の妨げとなる物品が放置されていること							目視により換気の妨げとなる物品の放置の状況を確認す る。
(42) し でその) た 築材料	石綿及び吹付けロックウール 含有する石綿の重量が当該建 の重量の0.1%を超えるもの 「吹付け石綿等」という。) の状況	設計図書、分析機関による分析結 果、目視等により確認する	H18年告示第1172号各号に定める石綿をあらかじめ添加した建築材料を使用していること							ヒアリングにおいて、吹付け石綿等がない又は有無が不明の場合には、調査経路に従って調査を行うが、露出した吹付け材を発見した場合には、石綿が含有しているおそれがあるので、吹付け材に直接手を触れたり、剥がす学損傷は与えず、速やかにその部屋を退去する等の注意が必せしてもらい、分析結果により判定する。 建築や改修当時の材料、工法等が記載されている設計図書や成に記録等の建築を有している可能性のある吹付け材を洗い出し、石綿な合有している可能性のある会を行って、石綿含有の有無を判定することも考慮する。しかと設計図書等に「(商品名)又は同等品とする」し、設計図書等に「(商品名)又は同等品とする」とかるすがされている場合には、当該資料がない場合には、当記載されている場合には、当該資料がない場合には、同じく所有者等に材質分析を実施してもらい、分析結果により判定する。

						(検 : 必要	查方》 、 :必	法 変に応	(U)		
		(1	N) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	設計図書	目視· 双眼 鏡	触診· 聴診	作動確認	器具等	主な法改正の経過	解説
(43)	石	吹付け石糸	帛等の劣化の状況	3年以内に実施した劣化状況調査 の結果を確認する	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は3年以内に劣化状況調査が行われていないこと						法第28条の2 制H18.10.1	建築物石綿含有建材調査者等が3年以内に実施した劣化状況 調査の結果を確認する。 吹付け材が露出した部屋には、調査時には入らないため、こ の写真の添付は省略してよい。
(44)	綿等を添加した建築材料			必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	次に掲げる各号の何れかに該当すること (1) 増築若しくは改築を行った場合の当該部分、増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が令第137条に定める基準時(以下「基準時」という。)における延べ面積の2分の1を超える増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大た場合のの一で場合がではいて、吹付け石綿等の除去をしていないこと (2) 増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の2分の1を超えない増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延へ面積の2分の1を超えない増築若しくは改築に係る部分の床面を超えない増築若しくは改築に係る部分の床面を超えない増築若しくは改築を行った場合の(当該部分以外外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の(当該部分において、吹付け石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みをしていないこと						法第28条の2 制H18.10.1 令第137条の4の3 令第137条の12	吹付け石綿等に関して除去、封じ込め、囲い込み等の対策 を行っているか現状を確認する。
(45)			スは封じ込めによる飛散防 片化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落 等の劣化又は損傷があること						法第28条の2 制H18.10.1	封じ込め材料に亀裂や剥落などの劣化・損傷が生じていないか、囲い込み材料に欠損などの劣化・損傷が生じていないか確認する。
5	避難	施設等										
(1)	1	120条第2 規定する	令第120条第2項に規定す る通路の確保の状況	設計図書等により確認する	令第120条又は第121条(中略) の規定に適合 しないこと						令第120条第1項 制 S 31.7.1 改 S 34.12.23 改 S 46.1.1 令第120条第2・3項 制 S 39.1.15 令第120条第4項 改 S 44.5.1 令第121条 制 S 31.7.1 改 S 34.12.23 改 S 44.5.1 改 S 44.5.1 改 S 49.1.1 改 S 49.1.1 次 H 14.7.1 令第122条	*120条:直通階段の設置 避難階以外の階においては、避難階又は地上に通ずる直通階 段を居室の各部分からその一に至る歩行距離。 30m~50m以下(14階以下で内装を準不燃材にした場合+10 m) *121条:二以上の直通階段を設ける場合 重複区間は上記の数値の1/2以下

					(全直方 (: ½		5U)		
	(6	1) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準 	設計図書	目視· 双眼 鏡	触診· 聴診	作動確認	器具等	主な法改正の経過	解説
(2)	不適	幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製 巻尺等により測定する	幅が令第119条の規定に適合しないこと。以 下略						令第119条 改 S 34.12.23	*119条:廊下の幅 小学校~高等学校の生徒用 両側居室:2.3m以上 片側居室:1.8m以上 病院の患者用、共同住宅の住戸、住室の床面積合計100㎡を超 える階における共用のもの、3室以下の専用のものを除き居室 の床面積合計200㎡(地下100㎡)を超える階 両側に居室:1.6m以上 片側居室:1.2m以上
(3)		物品の放置の状況	目視により確認する	避難の支障となる物品が放置されていること							避難経路から出火すると居室からの避難が不可能となる場合があるので、このような部分に可燃性の物品の放置・出火のおそれの有無について調査する。
(4)	出入口	出口の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第118条、第124条、第125条又は第125条 の2(中略)の規定に適合しないこと							*118条:客席から出入り口の戸劇場、映画館、公会堂等における客席からの出口の戸は外開き。 *124条:物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅物品販売店舗(1500㎡を超えるもの以下同じ)避難階段、特別避難階段に通ずる出入口の幅の合計各階ごとにその階の床面積100㎡につき地上階にあっては27cm、地階にあっては36cmの割合以上*125条:屋外への出口1項:避難階において階段から出口に至る距離(30m~60m)。居室の各部分から屋外に至る距離2項:劇場、映画館、公会堂等の客用の屋外への出口の戸は外開き。3項:物品販売店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅の合計は床面積最大の階における床面積100㎡につき60cmの割合以上
(5)		物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより扉等の開閉 に支障があること							出口付近に物品が放置されていないかを目視により確認す る。
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況	目視により確認する	令第126条の規定に適合しないこと						令第126条 改S34.12.23	* 126条:屋上広場等 5 階以上の階を百貨店の売場の用途に供する場合、避難用の 屋上広場を設けること。

						(村 : 必要	食査方 。 : 必	法 変に応	(ئ ان		
		(11))調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	設計図書	目視· 双眼 鏡	触診· 聴診	作動確認	器具等	主な法改正の経過	解説
(7)	避難上有交バルコニー	効な	避難上有効なバルコニー の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第121条の規定に適合しないこと						令第121条第1項第3号 改 S 49.1.1 改 H 15.7.1 令第121条第3項 改 S 44.5.1	* 令第121条第1項第3号: 二以上の直通階段の一を避難上有効なバルコニーに替える キャパレー、ナイトクラブ、バー等:5階以下の階で、その 階の居室の床面積の合計が100㎡(200㎡)を超えない場合。 6階以上の階で(限定用途以外)階の居室の床面積の合計が 100㎡(200㎡)を超えない場合。 各直通階段に至る重複距離が超えている場合、重複区間を 経由しない箇所にバルコニーを設ける。
(8)	,,,,,			目視及びテストハンマーによる打 診等により確認する	著しい錆又は腐食があること							手すり等の劣化・損傷状況を目視及びテストハンマーによる打診等により調査する。
(9)			物品の放置の状況	目視により確認する	避難の支障となる物品が放置されていること							障害物や可燃物の集積状況などについて目視により調査を する。
(10)			避難器具の操作性の確保 の状況	目視及び作動により確認する	避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと							避難ハッチが開閉できるか目視及び動作により確認する。
(11)	階 段		直通階段の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第120条、第121条、又は第122条(中略) の規定に適合しないこと						令第120条 令第121条 令第122条	* 令120条:直通階段に至る距離 * 令121条:二以上の直通階段の設置 * 令122条:避難階段、特別避難階段の設置
(12)	階段			設計図書等により確認し又は鋼製 巻尺等により測定する	令第23条、第24条又は第124条(中略)の規 定に適合しないこと						改H12.6.1 令第24条 令第124条 改S46.1.1 改S56.6.1 令129条の2 制H12.6.1	*令23条:物品販売店舗(1500㎡を超える)、劇場、公会堂等140cm 直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える地上階、100㎡を超える直下階 120cm、屋外階段は90cm以上。 *令24条:踊り場の位置及び踏面:3m以内ごと、4m以内ごと踏面は1.2m以上 *令124条1項1号:各階における避難階段、特別避難階段の幅の合計は、その直上階以上の階(地階にあっては当該階以下の階)のうち床面積が最大の階における床面積100㎡につき60cmの割合以上。
(13)		ľ	手すりの設置の状況	目視により確認する	令第25条の規定に適合しないこと							* 令25条:階段及びその踊場の手すり 階段には手すりを設けなければならない。幅が3mを超える場合は中間に手すりを設けなければならない(けあげ15 c m以下かつ踏面30cm以上は除く)
(14)			物品の放置の状況	目視により確認する	通行に支障となる物品が放置されていること							防災、避難歩行の妨げにならぬよう、階段室に物品、特に 可燃物の放置・集積がないかを確認する。
(15)			階段各部の劣化及び損傷 の状況	目視により確認する	歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等があること							歩行者の転倒の原因となるものに対して注意する。 手すりについてもがたつきや変形がないことを確認する。

					(杉 : 必要	(査方 、 ∶ 』	i法 必要に応	5U)		
	(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	設計図書	目視· 双眼 鏡	触診· 聴診		器具等	主な法改正の経過	解説
(16)	屋内に記けられた遊難階段	階段室の構造の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第123条第1項(中略) の規定に適合しない こと						令第123条第1項 制 S 34.12.23 改 S 39.1.15 改 S 44.5.1 改 H 12.6.1 令第123条第1項第6号 制 S 49.1.1 改 H 12.6.1	*令第123条第1項: (1)階段室は開口部、窓、出入口を除き耐火構造の壁で囲むこと。 (2)階段室の天井、壁の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料かつ、下地を不燃材料。 (3)階段室には、採光上有効な開口部又は非常用照明を設けること。 (4)階段室の屋外に面する壁に設ける開口部(1㎡以内の防火設備ではめ殺しは除く)は、階段室以外の当該建築物の部分に設けた開口部から90㎝以上の距離に設ける。 (5)階段室の屋内に面する壁に窓を設ける場合、面積は1㎡以内の防火設備ではめごろし戸であること。
(17)	屋外に設けられた避難階段		目視及び設計図書等により確認する	令第123条第2項(中略) の規定に適合しない こと						令第121条の2 制S31.7.1 改H5.6.25 令第123条第2項 改S44.5.1 改H12.6.1	* 令第123条第2項: (1)階段は、その階段に通ずる出入口以外の開口部(開口面積1㎡以内で防火設備のはめごろし戸を除く)から2m以上の距離に設けること。 (2)屋内から階段に通ずる出入口には避難方向に開く防火戸を設けること。
(18)		開放性の確保の状況	目視及び設計図書等により確認す る	開放性が阻害されていること							現状確認は階段室の上から下まで通して調査する。
(19)	階段	令第123条第3項第1号に 規定するバルコニー(以 下単に「バルコニー」と いう)又は付室(以下単 に「付室」という)の構 造及び面積の確保の状況	設計図書等により特別避難階段の 位置及びバルコニー又は付室の構 造を確認する	令第123条第3項(中略)の規定に適合していないこと						令第122条 令第123条 制 S 34.12.23 改 S 39.1.15 改 S 44.5.1 改 H 12.6.1 令129条の2 制 H 12.6.1 令129条の2の2 制 H 12.6.1	*令第123条第3項: (1):屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡すること。 (2)~(9) 略 (10)屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には特定防火設備を、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には防火設備を設けること。 (12)15階以上の階又は地下3階以下の各階における階段室及びこれと室内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に、用途に応じ8/100,3/100を乗じたものの合計以上とすること。
(20)	特別避難 階段	階段室又は付室(以下 「不室等」という。)の 排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する	排煙設備が設置されていないこと。						S 44建告第1728号	機械排煙の給排気口あるいは自然排煙の排煙窓が適正に設置されているかを設計図書等と現況について確認する。
(21)		付室等の排煙設備の作動 の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる	排煙設備が作動しないこと						S 44建告第1728号	建築設備が定期検査の対象として指定されていない場合は 建築設備検査資格者等の立会いのもと作動を確認する。 3年以内に定期点検等が実施されている場合は、その結果 により確認する。
(22)		付室等の外気に向かって 開くことができる窓の状 況	目視及び作動により確認する	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること						S 44建告第1728号	自然排煙口が付室内に置かれた物品等によって開放できなくなっていないか、サッシュに異常はないかを目視及び作動により確認する。
(23)		物品の放置の状況	目視により確認する	バルコニー又は付室に物品が放置されている こと							付室はごみ置き場や商品倉庫に転用されるおそれがあるが、火災時には避難上必要な空間であるため、物品を置くのは危険であることから、目視により確認する。

Г						(杉 : 必要	食査方 . : 』	法 必要に応	5U)		
		(•	N) 調査項目	(ろ) 調査方法 	(は) 判定基準 	設計図書	目視· 双眼 鏡	触診· 聴診	作動確認	器具等	主な法改正の経過	解説
(2	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況	設計図書等により確認する	令第126条の3の規定に適合しないこと。以下 略						令第126条の3 制 S 46.1.1 令129条の2 H 12告第1441号 令129条の2の2 H 12告第1442号	建物に立ち入った段階では防煙区画の全容を把握することができないので、設計図書等によって事前に調査しておく必要がある。 建築物をその床面積500㎡以内ごとに、防煙壁で区画すること。
(2	5)		防煙壁の劣化及び損傷状 況	目視により確認する	防煙壁にき裂、破損、変形等があること						令第126条の3 制 S 46.1.1	目視により防煙たれ壁に亀裂、破損、変形等がないか確認する。
(2	6)		可動式防煙壁の作動の状 況	各階の主要な可動式防煙壁の作動 を確認する。ただし、3年以内に 実施した定期検査等の記録がある 場合にあっては、当該記録により 確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと						令第126条の3 制 S 46.1.1	建築設備が定期検査の対象として指定されていない場合は 可動式防煙垂れ壁の作動を確認する。 3年以内に定期点検等のが実施されている場合は、その結 果により確認する。
(2	7)		排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認す る	令第126条の2の規定に適合しないこと。以下 略						令第126条の2 制 S 46.1.1 (設置の例外規定) 第一号 改 S 62.11.16 第三号 H 12建告第1436号 H 12建告第1441号 H 12建告第1442号 H 12建告第1447号	* 令第126条の2:排煙設備の設置 別表第1(1)から(4)項の特殊建築物の延べ500㎡を超えるも の、階数3以上で延べ面積500㎡を超える建築物、無窓の居 室、延べ1000㎡を超える建築物の居室で、その床面積が200 ㎡を超えるものには、排煙設備を設けなければならない。 (適用除外あり)
(2	8)	排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと						令第126条の2 制 S 46.1.1 第一号 改 S 62.11.16 第三号 改 H 5.6.25 令第126条の3 制 S 46.1.1	建築設備の定期検査が指定されていない場合は建築設備検査資格者等の立会いのもと動作を確認する。 3年以内に実施した定期点検者等の記録がある場合には、 その結果を確認する。
(2	9)		排煙口の維持保全の状況	目視により確認するとともに、開 閉を確認する	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙 に支障があること						令第126条の2 制 S 46.1.1 第一号 改 S S62.11.16 第三号 改 H 5.6.25 令第126条の3 制 S 46.1.1	自然排煙口専用の建具は長時間閉鎖したままであることが 多く、錆付きや固着のおそれがあるため、作動するか確認す る。

					(杉 : 必要	查方 、 :必	法 必要に応	5U)		
	(l	N) 調査項目	(3) 調査方法	(は) 判定基準	設計図書	目視· 双眼 鏡	触診· 聴診	作動確認	器具等	主な法改正の経過	解説
(30)	非常用の 進入口等	非常用の進入口等の設置 の状況	目視及び設計図書等により確認す る	令第126条の6又は第126条の7の規定に適合しないこと						令第126条の6 制 S 46.1.1 令第126条の7 制 S 46.1.1	*令第126条の7:非常用の進入口の構造高さ31m以下の部分にある3階以上の階には非常用進入口を設けること。(非常用エレベーターを設置した場合を除く)(1)進入口は、道又は道に通ずる幅員4m以上の通路空地に面する各階の外壁面に設けること。(2)進入口の間隔は、40m以下であること。(3)進入口の幅(75cm以上)、高さ(1.2m以上)下端の床面からの高さ(80cm以下)(6)進入口又はその近くに、外部から見やすい方法で赤色灯の標識を掲示し、及び進入口である旨を赤色で表示すること。
(31)		非常用の進入口等の維持 保全の状況	目視により確認する	物品が放置され進入に支障があること						令第126条の6 制 S 46.1.1 令第126条の7 制 S 46.1.1	進入口を示す赤色灯・三角マークの維持状況についても目 視により確認する。
(32)		令第129条の13の3第3項 に規定する乗降ロビー (以下単に「乗降ロ ビー」という。)の構造 及び面積の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第129条の13の3第3項の規定に適合しない こと。						法34条第2項 令第129条の13の3 制 S 46.1.1 改H12.6.1 S 45建告第1466号	* 令129条の13の3:非常用の昇降機の設置及び構造 第3項 (2)バルコニーを設けること。 (3)出入口は規定の特定防火設備を設けること。 (6)非常用照明を設けること。 (7)床面積は一基について10㎡以上。
(33)			目視及び設計図書等により確認する	排煙設備が設置されていないこと。						法34条第2項 令第129条の13の3 制 S 46.1.1 改 H 12.6.1 S 45建告第1466号	*S45年告示第1466号
(34)		乗降ロビー等の排煙設備 の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期接査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと						S 45建告第1466号	建築設備の定期検査が指定されていない場合は建築設備検 査資格者等の立会いのもと作動を確認する。 3年以内に実施した定期点検等の記録がある場合には、そ の結果を確認する。
(35)		乗降ロビー等の外気に向 かって開くことができる 窓の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する	外気に向かって開くことができる窓が開閉し ないこと又は物品により排煙に支障があること						法34条第2項 令第128条の13の3 S45建告第1466号	自然排煙口は長時間閉鎖したままであることが多いため、 錆付きや固着のおそれがあるため、目視で確認するとともに 開閉を確認する。
(36)		物品の放置の状況	目視により確認する	乗降ロビーに物品が放置されていること							物品の例) 火災の原因となるものや、消防活動の妨げとなるもの。 乗降ロビーに物品やゴミが集積されている。
(37)		非常用エレベーターの作 動の状況	非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	非常用エレベーターが作動しないこと						令第129条の13の3 制 S 46.1.1	3年以内に実施した定期点検等の記録がある場合には、そ の結果を確認する。

						(検 : 必要	查方》 : ※	去要に応	(U)		
		(N) 調査項目	(3) 調査方法	(は) 判定基準	設計図書	目視· 双眼 鏡	触診·	作動確認	器具等	主な法改正の経過	解説
(38)	その他の設備等	非常用の 照明装置	非常用の照明装置の設置 の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第126条の4の規定に適合しないこと						令第126条の4 制 S 46.1.1 改 H 12.6.1 令第126条の5 制 S 46.1.1	*令第126条の4:非常用照明装置の設置 別表第1(1)から(4)項の特殊建築物の居室、階数3以上で延べ 面積500㎡を超える建築物の居室、無窓の居室、延べ1000㎡ を超える建築物の居室、及びこれらの居室から地上に通ずる 廊下階段。 (適用除外)共同住宅の住戸、病院の病室、寄宿舎の寝室、 学校等、H12告示1411(採光上有効な居室であって、各部か ら出口までの距離30m以下、直上階直下階の居室であって屋 外階段に通ずる出入口までの距離20m以下、かつ避難上支障 がないもの。
(39)			非常用の照明装置の作動 の状況	各階の主要な非常用の照明装置の 作動を確認する。ただし、3年以 内に実施した定期検査等の記録が ある場合にあっては、当該記録に より確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと						令第126条の4 制 S 46.1.1 改 H 12.6.1 (第一号除外規定追加) 令第126条の5 制 S 46.1.1	建築設備の定期検査が指定されていない場合は各階の主要な非常用の照明装置の作動及び汚れ・破損はないか、電球の有無などを確認する。 3年以内に実施した定期点検等の記録がある場合には、その結果を確認する。
(40)			照明の妨げとなる物品の 放置の状況	目視により確認する	照明の妨げとなる物品が放置されていること							非常用の照明装置の妨げとなる物品が放置されていないか 目視により確認する。
6	その	他									•	
(1)	特殊な構	膜構造建 築物の膜	膜体及び取付部材の劣化 及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること						H14国交告第666号	膜構造は環境条件により劣化損傷が急速に進む場合があることに留意する。 3年以内に実施した定期点検等の記録がある場合には、その結果を確認する。
(2)		体、取付 部材等	膜張力及びケーブル張力 の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	膜張力又はケーブル張力が低下していること						H14国交告第666号	膜面形状の変化やしわ、たるみ、ケーブルの位置のズレの 有無を観察することである程度把握できる。 3年以内に実施した定期点検等の記録がある場合には、そ の結果を確認する。
(3)		免震構造 建築物の 免震層及	免震装置の劣化及び損傷 の状況(免震装置が可視 状態にある場合に限る)	目視により確認するとともに、3 年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認する	鋼材部分に著しい錆、腐食等があること						H12建告第2009号	免震装置の鋼材部分に錆や腐食がないか目視により確認する。なお、免震建物点検技術者等による3年以内に点検した点検記録がある場合にはその記録を確認する。
(4)		兄莀層及 び免震装 置	上部構造の可動の状況	目視により確認する。 <u>ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認する</u>	上部構造の水平移動に支障がある状態となっ ていること又は障害物があること						H12建告第2009号	ピット内部では上部構造が動く範囲内に障害物や設備配管等が設置されていないかを確認する。 外部では樹木やフェンスその他外構施設等との間にクリアランス等が確保されているかに注意する。 3年以内に実施した定期点検等の記録がある場合には、その結果を確認する。

		(1	N) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準		全 主 业 触診 聴診	要に応	主な法改正の経過	解説
(5)	避雷			必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断し ていること				令第33条 令第129条の14 令第129条の15	突針、避雷針等の劣化及び損傷を必要に応じて双眼鏡等に より目視確認する。
(6)			煙突本体及び建築物との 接合部の劣化及び損傷の 状況		煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび 割れ、肌分かれ等があること				令第129条の2の4 制H12.6.1 令第115条 令第139条	現地調査に先立ち、煙突の高さ、ライニングの有無等を設計図書で確認し、経過年数や修繕履歴等についてヒアリング等により把握する。煙突表面の損傷状況、建物と接合部のひび割れ(特に水平ひび割れには注意)の有無について確認する。煙突頂部は熱・ガスなどの影響を受け、劣化・損傷が起こりやすく、その程度によっては、煙突の寿命判定の目安になるので注意して調査する。
(7)				必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	付帯金物に著しい錆、腐食等があること				令第129条の2の4 制H12.6.1 令第115条 令第139条	点検はしご、タラップ、デッキなどの付帯金物の緊結状況 を確認する。
(8)				必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	煙突本体に鉄筋露出若しくは腐食又は著しい 錆、錆汁、ひび割れ、欠損等があること					近傍から可能な範囲における劣化現象及び経年等から劣 化、損傷状況を確認する。目視によるひび割れ、鉄部の錆等 の確認が主となる。
(9)		号に掲げ る煙突		必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する	アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不 良等があること				令第88条 令第138条 令第139条	付帯金物について錆状況、固定状況等を注意して確認す る。